

予防接種健康被害の救済制度について

財団法人予防接種リサーチセンター・予防接種ガイドライン等検討委員会発行の「予防接種ガイドライン」で、「予防接種健康被害救済制度」は下記のとおり説明されています。

予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行います。給付内容の種類は下記のとおりです。

なお、生ポリオワクチンの予防接種を受けた者に接触すること等により、ポリオウイルスに2次感染した者と厚生労働大臣が認定した場合、市町村長はポリオ生ワクチン2次感染対策事業に基づき、健康被害に対する給付を行います。給付内容は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法における救済給付と同程度です。

① 医療費

予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担について給付します。

② 医療手当

予防接種による健康被害について医療を受けた場合、入院通院等に必要な諸経費として月を単位として給付します。

③ 障害児養育年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者に対して障害の程度に応じて給付します。

④ 障害年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者に対して障害の程度に応じて給付します。

⑤ 死亡一時金

予防接種を受けたことにより、死亡した者の遺族に対して給付します。

⑥ 葬祭料

予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行った者に対して給付します。

⑦ 介護加算

障害児養育年金、障害年金受給者のうち、在宅の1，2級の者に介護加算を行います。

★ 予防接種法に基づく健康被害の救済制度 ★

法的根拠	予防接種法
実施責任者	高島市
被害の認定を行う者	厚生労働大臣
給付の内容	上記のとおり